

相談
無料

非正規雇用労働者待遇改善支援センターが
『同一労働同一賃金』について
経営者の皆さまの疑問にお答えします!

「同一労働」何を基準に
判断するの?

「同一賃金」の「賃金」って
何が該当するの?



まずはお気軽にお電話ください!

 0120-161-335

非正規雇用労働者待遇改善支援センターとは?

「同一労働同一賃金」の考え方や取り組み施策について、専門家コンサルタント(※)が厚生労働省の示すガイドライン(案)に基づいた情報提供と助言を行います。

※専門家コンサルタント:社会保険労務士、中小企業診断士など労務管理や経営管理のプロです

社会保険労務士・中小企業診断士等が様々な相談に乗ります!

窓口相談

社会保険労務士が常駐し
無料で相談

専門家派遣

専門家コンサルタントが無料で
訪問し、改善施策をアドバイス

セミナー開催

「同一労働同一賃金」の
ノウハウを説明

各種相談お申込み方法

窓口相談・専門家派遣を希望される方は、電話・FAX またはメールでご予約ください。

※電話・メールでの相談も受け付けております。

TEL **0120-161-335**

時間:午前9時～午後5時(土日祝休み)

FAX **0742-33-6722**

メール h-nara@saintmedia.co.jp

<https://www.hiseiki-stm.com>



奈良市大宮町5-3-33 新奈良ビル503号室
(近鉄新大宮駅 南出口 徒歩1分)